

国民生活センター中期計画の変更について（案）

1. 中期計画の趣旨

主務大臣が作成・指示した中期目標に基づき、国民生活センターが作成する計画（主務大臣の認可が必要）。本計画を基に、毎年度の具体的な取組を定めた「年度計画」を作成。

2. 現行の中期計画

中期目標同様、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間を対象とし、中期目標の達成のためにとるべき措置について定めている。

3. 主な変更内容

基本的に中期目標の変更（平成 27 年 3 月 4 日）と同内容であるが、相模原研修施設の活用については、中期目標で設定した稼働率の数値目標を達成するための具体的方策及び各コースの参加人員等個別の数値目標を追記。

- ・従来の研修コースに加え、消費者教育推進のための研修に新たなコースを追加するなど、研修コースを研修施設閉鎖以前過去 5 年間の最大実績（23 コース）より多く実施する。
- ・研修対象者を地域における社会福祉関係者、学校教育関係者及び消費者教育の担い手等にも拡大させる。
- ・センター主催の事業者向け研修について、企業の消費者志向の向上を目的とした研修に加え、消費者庁と協力し、消費者庁所管法令の解説やケーススタディなど実務に役立つ研修を充実させる。
- ・建物管理及び一般利用者への施設貸し出しについて、教育機関・業界団体等への広報・宣伝活動を行う。
- ・研修の対象となる関係機関等に幅広く周知し研修参加を促すとともに、受付システムの導入など研修申し込みが容易になるような環境整備を図る。